

(案)

平成23年6月 日

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針について

中央環境審議会 野生生物部会
鳥獣保護管理小委員会

平成22年9月27日付け諮問第292号により、環境大臣から中央環境審議会に対してなされた「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針について」については、別添のとおりとすることが適当である。一方、引き続き検討を要する課題が以下のとおりあると考えられるので、今後、適切に対応されることを期待する。

- シカ等による生態系や農林水産業等への被害が増大する中で、課題の解決に向けて国が指導力を発揮するための方策について、検討を行い適切な措置をとること。
- 狩猟者の減少や高齢化、中山間地域の過疎化等が懸念されている中で、将来にわたって適切に機能し得るような個体群管理の体制について、検討を行い、適切な措置をとること。
- 鳥獣の保護管理に携わる人材の確保と育成を一層強化するための方策について、検討を行い、適切な措置をとること。
- 広域に分布する鳥獣の適切な管理に向けて、広域で連携した取組を推進するための方策について、検討を行い、適切な措置をとること。
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行状況について、時代に即して検討を行い、適切な措置をとること。

注) 前回(H18)の見直しの際には、継続して検討すべき課題については、委員長談話(裏面)との位置づけで公表していたが、目下の情勢を踏まえ、今回は委員会報告として前回より扱いを強化。

(参考)

中央環境審議会 野生生物部会 鳥獣保護管理小委委員会
委員長談話 (H18.1.30)

引き続き検討を要する課題として、

- 鳥獣の保護管理に重要な役割を果たしている狩猟者の減少や高齢化について長期的な観点からどのように対処していくのか、また現場の保護管理に携わる専門的知識を有する者の育成・活用を具体的にどのように諮っていくのかなど、地域における鳥獣の保護管理の担い手確保に関する対策を多くの方面から検討していくこと。
- 狩猟の実態や鳥獣による被害の動向、人への安全性の確保、鳥獣保護管理の実施体制の整備と効果などについて、今後の状況を総合的に見極めながら狩猟のあり方を引き続き検討していくこと